

## 本号で公布された条例のあらまし

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第六十号）

（文書課）

### 一 趣旨

行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、関係六条例を整備するための条例を制定する。

### 二 内容

「異議申立て」を「審査請求」に改める等の規定の整備

### 三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日